

私道に対する三沢市公共下水道設置取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三沢市公共下水道事業認可区域の私道に対して、市が公共下水道（ポンプ施設を含む。以下同じ。）を設置する場合の基準を設け、公共下水道を設置することにより、下水道の普及の促進と生活環境の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、私道とは、次に掲げる道路（以下「公道」という。）以外の道路をいう。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条に掲げる道路
- (2) 国有財産法(昭和23年法律第73号)第2条に規定する国有財産及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条に規定する公有財産のうち、一般の通行の用に供している道路

(設置基準及び条件)

第3条 この要綱に基づき、公共下水道を設置する基準及び条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 私道の一端が、公共下水道が設置されている公道に接していること。
- (2) 公共下水道を設置するために必要な所定の幅員が確保されていること。
- (3) 私道に面し、既に居住の用に供している所有者の異なる複数の家屋があり、その大多数が公共下水道設置後速やかに排水設備等を設置する旨の確約をしていること。
- (4) 私道の所有権を有する者（以下「所有者」という。）が、私道への公共下水道の設置及び地上権の設定を承諾していること。
- (5) 私道の使用期間を公共下水道の存続期間とすること、使用料を無償とすることを所有者が承諾していること。
- (6) 私道部分に地上権、抵当権その他の一切の権利が設定されていないこと。
- (7) 私道部分が分筆されていること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、公共下水道を設置することができる。

(設置の申請)

第4条 この要綱に基づき、私道に公共下水道の設置を希望する者（以下「申請者」という。）は、代表者を定め、私道公共下水道設置申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要のないと認めた書類は、省略できるものとする。

- (1) 申請者名簿（第2号様式）
- (2) 公共下水道設置承諾書（第3号様式）
- (3) 排水設備等設置確約書（第5号様式）

- (4) 所有者の印鑑証明書
- (5) 登記簿謄本
- (6) 所在図及び地積図
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(設置の決定)

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容の審査を行い、設置の採否を決定し、私道公共下水道設置決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により設置を決定したときは、必要に応じ条件を付すことができる。

(工事の施工)

第6条 市長は、前条の規定により設置の決定をしたときは、予算の範囲内において工事を施工するものとし、その後における公共下水道の維持管理についても市が行うものとする。

(形質の変更)

第7条 前条の規定により公共下水道を設置した後、所有者等において私道の形質を変更するときは、関係者の同意書を添付のうえ、市長の承諾を得なければならない。

2 前項の規定による形質の変更をする場合において、公共下水道の撤去又は移設の必要があるときは、その撤去費又は移設費は、形質を変更する者が負担するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。